

3 多様な大都市制度の早期実現

第34次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること。

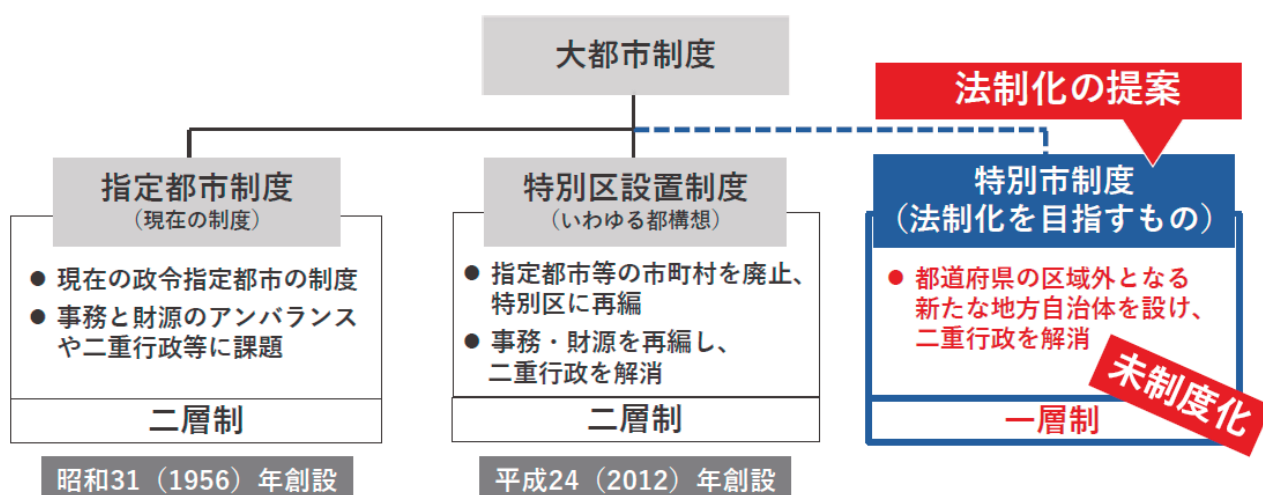
【要請の背景】

急速に進む人口減少や東京都への一極集中といった時代の危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じて、大都市が圏域の核となって基礎自治体間による水平連携の取組を強化し、圏域全体の活性化を促す必要がある。

また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域や圏域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。

本年1月に立ち上げられた第34次地方制度調査会においては、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、大都市制度に関する具体的な議論も進められているところであるが、今後、国においても指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すべきである。



地域の実情に応じて
ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき